

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分等取消(甲事件)、同(乙事件)
請求控訴事件

国側当事者・岡山東税務署長

平成23年12月22日棄却・上告受理申立て

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成22年6月22日判決、本資料260号-98・順号11454)

判 決

控訴人(甲事件1審原告) 有限会社A 訴訟承継人
株式会社A
(以下「甲事件1審原告」ともいう。)

同代表者代表取締役 甲

控訴人(乙事件1審原告) B株式会社
(以下「乙事件1審原告」ともいう。)

同代表者代表取締役 甲

上記2名訴訟代理人弁護士 小寺 史郎

同 宇田 隆史

被控訴人(甲事件・乙事件1審被告)
岡山東税務署長

山根 正巳

同代表者法務大臣 平岡 秀夫

同指定代理人 大原 高夫

森本 浩志

高木 幸典

重田 勉

青山 耕治

赤堀 貴美

赤代 道郎

中 敏彦

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 甲事件

- (1) 甲事件1審原告の平成8年9月1日から平成9年8月31日までの事業年度の法人税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分（ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分）のうち、欠損金額3億7822万7486円として計算した額を超える部分を取り消す。
- (2) 甲事件1審原告の平成9年9月1日から平成10年8月31日までの事業年度の法人税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分（ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分）のうち、所得金額4億2784万1994円、課税留保金額3億3121万1000円、納付すべき税額2億1896万6500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成16年6月2日付けの重加算税再賦課決定処分により減額された後の部分）を取り消す。
- (3) 甲事件1審原告の平成10年9月1日から平成11年8月31日までの事業年度の法人税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分のうち、所得金額9億1179万9692円、課税留保金額1億9282万6000円、納付すべき税額3億4568万0300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (4) 甲事件1審原告の平成8年9月1日から平成9年8月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分（ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分）のうち、課税標準額111億7371万6000円、消費税に関する還付金の額に相当する税額6214万0913円、地方消費税に関する還付金の額に相当する税額389万7458円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成16年6月2日付けの重加算税再賦課決定処分により減額された後の部分）を取り消す。
- (5) 甲事件1審原告の平成9年9月1日から平成10年8月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分（ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分）のうち、課税標準額162億5514万3000円、納付すべき消費税額7872万4000円、納付すべき地方消費税額1968万1500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成16年6月2日付けの重加算税再賦課決定処分により減額された後の部分）を取り消す。
- (6) 甲事件1審原告の平成10年9月1日から平成11年8月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分のうち、課税標準額161億0468万円、納付すべき消費税額8703万7000円、納付すべき地方消費税額2175万9200円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

3 乙事件

- (1) 乙事件1審原告の平成8年7月1日から平成9年6月30日までの事業年度の法人税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分（ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分）のうち、所得金額3億0233万7006円、課税留保金額3億3048万円、納付すべき税額1億6841万5700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、平成16年6月2日付けの重加算税再賦課決定処分により減額された後の部分）を取り消す。
- (2) 乙事件1審原告の平成9年7月1日から平成10年6月30日までの事業年度の法人税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分（ただし、平成16年6月2日

付けの再更正処分により減額された後の部分)のうち、所得金額5億3207万5521円、課税留保金額1億0337万2000円、納付すべき税額2億1198万4100円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、平成16年6月2日付けの重加算税再賦課決定処分により減額された後の部分)を取り消す。

- (3) 乙事件1審原告の平成10年7月1日から平成11年6月30日までの事業年度の法人税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分のうち、所得金額7億7465万5238円、課税留保金額1億8464万4000円、納付すべき税額2億9572万4500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (4) 乙事件1審原告の平成8年7月1日から平成9年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分(ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分)のうち、課税標準額271億6011万3000円、納付すべき消費税額4394万2200円、納付すべき地方消費税額335万1800円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- (5) 乙事件1審原告の平成9年7月1日から平成10年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分(ただし、平成16年6月2日付けの再更正処分により減額された後の部分)のうち、課税標準額300億5555万円、納付すべき消費税額2731万4200円、納付すべき地方消費税額1396万6800円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、平成16年6月2日付けの重加算税再賦課決定処分により減額された後の部分)を取り消す。
- (6) 乙事件1審原告の平成10年7月1日から平成11年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について、被控訴人が平成15年5月27日付けでした更正処分のうち、課税標準額288億1324万9000円、納付すべき消費税額7086万1400円、納付すべき地方消費税額1786万7200円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 請求の概要等

- (1) 本件は、パチンコ・スロット業を営む控訴人ら(甲、乙事件1審原告ら)がいずれも売上除外の方法により、各所得金額及び課税売上金額をそれぞれ過少に申告したとして、被控訴人が控訴人らに対し、平成15年5月27日付けで各法人税更正処分及び消費税更正処分並びにこれらに関する各重加算税賦課処分をしたのに対し、控訴人らはその各取消し(ただし、平成16年6月2日付けでされた各再更正処分等により減額された後の部分)を求めた事案である。
- (2) 控訴人らが取消しを求める上記平成15年5月27日付けの各処分(以下「本件各処分」という。)は、次のとおりである。

ア 甲事件1審原告関係

(ア) 平成8年9月1日から平成9年8月31日までの事業年度、同年9月1日から平成10年8月31日までの事業年度及び同年9月1日から平成11年8月31日までの事業年度(以下、順次「平成9年8月期」等といい、これらの事業年度を併せて「本件各事業年度」という。)に係る各法人税更正処分(ただし、平成9年8月期及び平成10年8月期については、平成16年6月2日付け各再更正処分により、それぞれその一部が減額された。)と平成10年8月期及び平成11年8月期の法人税に係る各重加算税賦課決定処分(ただし、平成10年8月期については、平成16年6月2日付け変更決定処分により、

その一部が減額された。)

(イ) 平成8年9月1日から平成9年8月31日までの課税期間、同年9月1日から平成10年8月31日までの課税期間及び同年9月1日から平成11年8月31日までの課税期間(以下、順次「平成9年8月課税期間」等といい、これらの課税期間を併せて「本件各課税期間」という。)に係る各消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)更正処分(ただし、平成9年8月課税期間及び平成10年8月課税期間については、平成16年6月2日付け各再更正処分により、それぞれその一部が減額された。)と本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分(ただし、平成9年8月課税期間及び平成10年8月課税期間については、平成16年6月2日付け変更決定処分により、それぞれその一部が減額された。)

イ 乙事件1 審原告関係

(ア) 平成8年7月1日から平成9年6月30日までの事業年度、同年7月1日から平成10年6月30日までの事業年度及び同年7月1日から平成11年6月30日までの事業年度(以下、順次「平成9年6月期」等といい、これらの事業年度を併せて「本件各事業年度」という。)に係る各法人税更正処分(ただし、平成9年6月期及び平成10年6月期については、平成16年6月2日付け各再更正処分により、それぞれその一部が減額された。)と本件各事業年度の法人税に係る各重加算税賦課決定処分(ただし、平成9年6月期及び平成10年6月期については、平成16年6月2日付け変更決定処分により、それぞれその一部が減額された。)

(イ) 平成8年7月1日から平成9年6月30日までの課税期間、同年9月1日から平成10年6月30日までの課税期間及び同年7月1日から平成11年6月30日までの課税期間(以下、順次「平成9年6月課税期間」等という。)に係る各消費税等更正処分(ただし、平成9年6月課税期間及び平成10年6月課税期間については、平成16年6月2日付け各再更正処分により、それぞれその一部が減額された。)と平成9年6月課税期間及び平成10年6月課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分(ただし、平成10年6月課税期間については、平成16年6月2日付け変更決定処分により、その一部が減額された。)

ウ なお、上記各処分のうち、各法人税更正処分を「本件各法人税更正処分」という。その他、この判決においても、略称語は、原則として被控訴人が用いたものを踏襲することとする。

2 本件の前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加訂正し、3で当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2、3(原判決7頁19行目から同16頁23行目まで)及び原判決添付甲事件別表1ないし20、乙事件別表1ないし9(原判決23頁から同37頁まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁8行目の「16, 500」を「-3, 000」と、同頁9行目の「10, 000」を「100, 000」と、各改める。

(2) 原判決12頁7行目の「加え」から同頁8行目の「当該現金」までを「加えた当日現金有高に係る現金合計と、当該現金から当日特殊景品追加仕入額及び翌日特殊景品仕入額を控除した残金」と改める。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人らの主張

ア ホストコンピュータのデータを修正すると、翌日以後の釘チェックシート（パチスロ店経営上の重要な資料）に反映されることとなり、店長らがベース値（特賞外のアウト玉（打ち込み玉）100発に対する特賞外出玉率のことで、これが高いと特賞以外の穴に良く入るので客は長く遊べ、これが低いと玉がすぐになくなることになる。）の変動に気付くことになる。しかし、本件各店舗の店長らは釘チェックシートのベース値を正常と判断しており、本件各店舗の店長らが異常ベース値に気付いた旨の供述をしたことや、これが店長ら間の噂になったことをうかがわせる証拠はない。

イ 控訴人らは、平成23年6月20日、Eに設置されたホストコンピュータを用いて、Dの平成20年3月19日、同月20日の実際のデータをもとに、50台のパチンコ台のデータにつきセーフ玉を各500個増加し、50台の販売機（台間サンド）の台売上データにつき各2000円を減少させ、1個の島金庫のデータを修正する検証を行った（甲68ないし71）。その結果は次のとおりであり、ホストコンピュータのデータを修正するには、販売機データの台売上のデータをよく見て、台データも含めて、どの台を修正するかどうかを決めてから入力しなければならないため、上記操作を短時間で行うことはできないことが判明した。

（ア）カーソルを移動させると前回修正データは空白となるため、改めてデータ修正のための数値を入力しなければならないものの、単純に入力するだけであれば5分もかからない。

（イ）ただし、販売機の販売額が2000円に満たない場合、入力ができないため売上除外の目的を達することができず、誤差玉にも変動が生じる。

ウ F製のコンピュータが不正に操作・設定ができるものであるとの被控訴人の主張は争う。被控訴人の主張する事案における機器と本件でEの役員室に設置されたホストコンピュータは違う機械である。

(2) 被控訴人の主張

ア Cの釘チェックシートは、閉店時間より前に出力されているから（乙56ないし58）、これを根拠に、売上除外があったとされる日のベース値に変動がなく、異常な値も示しておらず、これらに店長が気付いていないからホストコンピュータのデータ修正がなかったとする控訴人らの主張は相当ではない。また、本件各店舗の店長らがベース値をそれほど重視していたとはいえず、その変動に気付いていたとはいえないし、ベース値の変動に気付いたとしても、それは雇用主の不正行為に当たるから、これを指摘・忠告することは必ずしも期待できない。

イ 控訴人らの主張する検証結果によっても、データ修正自体は5分以内で可能であるところ、控訴人らは、営業中にもホストコンピュータにより各店舗の売上金額を確認でき、あらかじめデータ修正を行うべき台を検討しておくことも可能であるから、ホストコンピュータのデータ修正が短時間ではできないとはいえない。

ウ F製のコンピュータは、売上除外後の金額が1日の売上金額として表示・記録できるよう、あらかじめ不正に操作・設定ができるものであり、現に、これを用いてされた法人税法違反事件について有罪判決がされた事案もある（乙45、65ないし67）。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人らの請求は理由がなく、これをいずれも棄却するべきであると判断する。そ

の理由は、次のとおり付加訂正し、2で当審における控訴人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1、2（原判決16頁25行目から同21頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決20頁4・5行目の「前回修正した修正データを使うことによって」を「操作方法や予めの準備によっては、」と改める。
- (2) 原判決20頁6行目の「上記証言」から同頁12行目までを「また、上記証言及び甲68ないし71によれば、ホストコンピュータのデータを修正することにより、経営上重要なデータであるベース、スタート等の数値が変動することがあると認められるが、変動の程度によりどの程度経営に影響を与えるのか、これを回避する手段がないのかは証拠上明らかではなく、下記のとおり、暗証番号が分からないため未解読のメンテナンスFDが存在し、ホストコンピュータの機能も解明されていない部分のあることを考慮すれば、本件各店舗の経営への影響を慮ってデータの修正をすることがあり得ないとは直ちにはいえない。また、釘チェックシート（乙56ないし58）のベース値に異常がなく、したがって、データの修正をした筈がないとも直ちにいえぬ。」と改める。
- (3) 原判決20頁24行目の末尾に、改行して次のとおり付加する。

「また、現金の抜き取りについても、C又はDからの集金についてセロテープの封印をはがし、紙袋から10万円ないし20万円という決まった金額を抜き取り、その分を減算した金種毎集計表を作成し、改めてセロテープで封印するだけであるから（甲25、乙8、23ないし25、弁論の全趣旨）、短時間で行うことが可能である。証人戊は、菓子袋を2重にして現金を詰め込み、テープで3重に巻いたと証言するが、上記金銭は店舗から集金され、その後すぐに金庫に入れられることとなる（証人丙）から、証人戊の述べるところは金銭の扱いとしてははなはだ不自然であり、証人戊の上記証言は信用できない。」

2 当審における当事者の主張に対する判断

- (1) 控訴人らは、平成23年6月20日の検証結果に基づき、ホストコンピュータのデータを修正する場合には、カーソルを移動させると前回修正データは空白となるから、改めてデータ修正のための数値を入力しなければならないし、販売データの台売上データから一定額を減少させる修正を行う際、上記販売データの売上データが減少させる額を下回る場合にはそうした入力は不可能であり、上記台売上のデータをよく見て、台データも含めて、どの台を修正するかどうかを決めねばならないから、こうした作業は短時間では終わらないと主張し、証拠（甲68ないし74）はこれに沿う。

しかし、パチンコ台50台から売上を除外するのに必要な入力操作自体が5分以内で可能なことは控訴人らの自認するところであるし、営業中にホストコンピュータにより各店舗の売上金額を確認した上、あらかじめデータ修正を行うべき台を検討しておくことも可能であり（弁論の全趣旨。台の選択が不要もしくはほとんど不要な日を選んで売上除外を執行することも可能である。そして、原判決添付甲事件別表1ないし20、乙事件別表1ないし9によれば、売上額が比較的多額のときに、本件差額が発生している傾向が明らかにかがわれ、これに対し、上記の検証がされた際の売上額は342万7800円もしくは455万6600円に止まる。）、暗証番号がわからないため、未解読のメンテナンスFDが存在することをもち考慮すれば、上記の検証結果によって、ホストコンピュータのデータ変更が短時間では行えないとは断言できない。

(2) 控訴人らは、ホストコンピュータのデータを修正すると、翌日以後の釘チェックシートに反映されることとなり、本件各店舗の店長らがベース値の変動に気付くことになるのに、同店長らが釘チェックシートのベース値の異常に気付いたことをうかがわせる証拠はないから、ホストコンピュータのデータを修正したことはないと主張する。しかし、現実に本件各店舗の店長らがベース値の変動についてどの程度意識していたのかを認定できる的確な証拠はないし、各店長らが仮にベース値の変動が存在し、これに気付いたとしても、控訴人らの不正を疑わせる事情について口外したり、質問調査において率先して供述するような状況にあったことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、店長らがベース値の変動に気付いたことをうかがわせる外形的徴表がないとしても、これをもってホストコンピュータのデータ修正の事実がないことを示すものとは直ちにはいえない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの本件請求はいずれも理由がなく、これをいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 片野 悟好

裁判官 檜皮 高弘

裁判官 濱谷 由紀